

日常生活自立支援事業

(福祉サービス利用援助事業)

にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう

日常生活自立支援事業とは

あなたの暮らしの“安心”をお手伝い
する事業です。



1 福祉サービス利用のためのお手伝い

- ◆福祉サービス利用についての情報提供、相談
- ◆福祉サービスの利用・終了手続き
- ◆福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

2 日常的金銭管理のお手伝い

- ◆福祉サービスの利用料金の支払い
- ◆家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い
- ◆年金や福祉手当の受領に必要な手続き

3 書類などの預かりサービス

- ◆通帳、印鑑、権利証など

※金融機関の貸金庫で預かる場合には、別途利用料がかかります。

福祉サービスって何？

ホームヘルプサービスやデイサービス、食事サービス、入浴サービス、就労支援や外出支援サービスなどさまざまなものがあります。

日常生活に必要な事務手続きのお手伝いもします。

- ◆住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
- ◆住民票の届出等に関する手続き

利用者の方が安心して社会生活が送れるよう、担当者(専門員や生活支援員)が定期的に訪問しサポートします。

どんな人が利用できるの？

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方が対象になります。なお、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。



福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、
日常のお金の出し入れ、預金通帳の預かり
などのお手伝いをします。

生活支援員が
お手伝いします。



相談からサービス開始まで

① 相談

身近な社会福祉協議会へご相談ください。



② 訪問・調査

専門的な知識を持った担当者
(専門員)が自宅や施設、病院
などを訪問し、お話をうかがい
ます。



③ 契約書・支援計画の作成

困っていることや希望をお聞きした
後、ご本人の意向を確認しながら
契約内容・支援計画を提案し
ます。



④ 契約

契約内容に間違いがなければ、
利用者と社会福祉協議会
とが利用契約を結びます。



⑤ サービス開始

契約(支援計画)に基づいて担
当職員(生活支援員)がお手
伝いします。



自分ひとりで契約などの判断を
することが不安な方や、お金の管理に
困っている方などが利用できます。

(自宅で生活されている方のほかに、施設利用者
や病院入院者の方も利用できます。)

〈利用料について〉

- 相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。
- サービスを受ける場合は有料です。
- 生活保護を受けている方、または、住民税非課税世帯の方は利用料の助成があります。

お近くの社会福祉協議会にご相談ください。(秘密は厳守します。)

ぐんま地域福祉権利擁護センター (群馬県社会福祉協議会内)

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内 TEL 027-255-6226

FAX 027-255-6173